令 和 ８ 年 度

図　書　館　要　覧

日 高 市 立 図 書 館

目　次

1　日高市立図書館の概要　・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１－１　沿　革
　１－２　施　設

2　令和３年度図書館運営計画　・・・・・・・・・・・・・・・　7
　２－１　基本方針
　２－２　重点施策
　２－３　令和８年度予算（当初予算）
　２－４　令和８年度事業計画

3　図書館資料　・・・・・・・・・・・・・・・　10
　３－１　蔵書数（雑誌は除く）
　３－２　雑　誌
　３－３　新　聞
　３－４　その他

4　令和６年度図書館利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・　13
　４－１　貸出冊数及び貸出者数
　４－２　月別貸出状況
　４－３　曜日別及び一日平均貸出状況
　４－４　登録者数・利用者数
　４－５　予約・リクエスト受付件数
　４－６　相互貸借冊数
　４－７　レファレンス件数
　４－８　コピー件数・枚数
　４－９　図書館サービス指標（個人）
　４－10　広域利用状況（埼玉県西部地域まちづくり協議会）
　４－11　広域利用状況（川越都市圏）
　４－12　貸出ベスト

5　令和６年度図書館行事　・・・・・・・・・・・・・・・　21

6　視聴覚ライブラリー利用状況　・・・・・・・・・・・・・・・　25
　６－１　教材・機材の保有数（令和７年度末）
　６－２　利用状況（令和７年度）

7　条例・施行規則　・・・・・・・・・・・・・・・　26

１　日高市立図書館の概要

（１）名　　称　日高市立図書館
（２）所 在 地　〒350-1231　埼玉県日高市大字鹿山 370 番地 20
　　ＪＲ高麗川駅から徒歩６分
　　電話　042(985)5121　FAX　042(984)1081
　　E-mail tosyokan@city.hidaka.lg.jp
（３）市の面積　４７．４８ｋ㎡
（４）人　　口　５３，５８６人（令和８年４月１日現在）
　　男　２６，６２６人　　女　２６，９６０人
（５）世 帯 数　２５，５１６世帯（令和８年４月１日現在）
（６）ホームページ　https://lib-hidaka.saitama.jp/

１－１　沿　革

昭和５７年　４月　　日高町立図書館開館（土曜日のみ開館）
昭和５８年　４月　　図書館専任職員１人配置
　　５月　　開館日を火・木・土曜日に変更
昭和５９年　６月　　移動図書館を庁用ライトバンで運行開始
　　移動図書館駐車場　10 か所
昭和６０年　５月　　開館日を火・木・土・日曜日に変更
　　７月　　移動図書館車を購入「かわせみ号」と命名
　　移動図書館駐車場　21 か所（11 か所増）
昭和６１年　４月　　職員１人増員　専任職員２人で図書館運営
　　５月　　開館日を火～日曜日に変更
　　７月　　移動図書館駐車場　31 か所（10 か所増）
昭和６２年　５月　　配本連絡車開始　町内公民館及び地域文庫に定期配本巡回
　　９月　　新館の設計開始
昭和６３年　３月　　新館の設計終了
　　４月　　専任館長１人　職員２人増員
　　８月　　新館建設工事着工
平成　元年　４月　　係長１人　職員１人増員　計７人
　　５月　　新館完成
　　８月　　新館開館（12 日）
　　生涯学習センター式典及び記念事業

（旧図書館は分室）
図書館電算システム導入

平成　２年　４月　移動図書館駐車場　22 か所（９か所減）
視聴覚ライブラリーの貸出業務を図書館で開始
１２月　国立国会図書館の図書館間貸出制度に加入

平成　３年　４月　利用者端末機設置
５月　職員１人増員　計８人
１０月　市制施行

平成　４年　３月　分室廃止　施行規則改正
４月　視聴覚ライブラリー業務が図書館に移管
６月　対面朗読サービスの開始

平成　５年　３月　リサイクル図書コーナーの設置
５月　洋書コーナーの設置
１０月　移動図書館車の更新

平成　６年　２月　漫画コーナーの設置
４月　職員１人増員　計９人
飯能市との広域利用（試行）の開始
１０月　楽譜コーナーの設置

平成　７年　４月　職員１人増員　計 10 人
１０月　図書館電算システムの更新

平成　９年　７月　川越都市圏内（川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町及び越生町）公立図書館の相互利用の開始

平成１０年　４月　職員１人減員　計９人

平成１１年　４月　個人貸出の館外利用を５冊以内から 10 冊以内に変更
１０月　早稲田大学所沢図書館が地域開放
（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の５市民へ）
移動図書館駐車場　11 か所（11 か所減）

平成１２年　３月　「布の絵本」の貸出し開始
４月　市史編さん業務が図書館に移管
埼玉女子短期大学図書館が日高市民に開放
６月　日高市立図書館での市刊行物（市史）の販売開始
１０月　図書館電算システムの更新

平成１３年　４月　職員１人減員　計８人
国民の祝日の臨時開館開始（日曜日と重なる日のみ）
９月　図書館ホームページ開設

平成１４年　４月　係長１人増員　職員１人減員　計８人

		移動図書館駐車場　10か所（１か所減）
	７月	インターネット閲覧専用端末２台設置
	１２月	開館時間延長の開始（試行）（毎週水曜日のみ、午後６時まで）
平成１５年	４月	職員１人増員　計９人
		職員の勤務時間一部変更（開館時間延長の当番は１時間時差出勤）
		移動図書館駐車場　９か所（１か所減）
		ブックスタートの開始（保健相談センターの４か月児健康診査時）
平成１６年	３月	日高市子ども読書活動推進計画（第１次）を策定
	４月	開館時間の一部変更
		（水曜日は午前９時から午後６時まで）
		移動図書館駐車場　11か所（２か所増）
	１０月	飯能市日高市図書館広域利用協定の締結
平成１７年	１０月	図書館電算システムの更新
平成１８年	４月	移動図書館駐車場　９か所（２か所減）
	１１月	開館時間の変更（試行）（10日）（火～金曜日は午前９時30分から午後６時まで、土・日曜日は午前９時30分から午後５時30分まで）
平成１９年	４月	職員１人減員　計８人
		開館時間の変更（火～金曜日は午前９時30分から午後６時まで、土・日曜日は午前９時30分から午後５時30分まで）
		移動図書館駐車場　８か所（１か所減）
	９月	移動図書館の運行廃止
	１０月	インターネットによる貸出予約及び蔵書検索開始
	１１月	城西大学水田記念図書館と相互協力の締結
平成２０年	４月	職員１人減員　計７人
平成２２年	４月	読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰受賞
	１０月	図書館電算システムの更新
平成２４年	３月	日高市子ども読書活動推進計画（第２次）を策定
平成２５年	７月	モバイルサイトを開設　携帯電話からの資料検索可能
	１１月	ＤＶＤの貸出開始
平成２７年	１０月	図書館サポート事業（雑誌スポンサー制度）開始
		埼玉教育ふれあい賞受賞
平成２８年	１月	読書手帳の配布を開始

２月　図書館ホームページの更新
４月　職員１人減員　計６人
７月　武蔵高萩駅自由通路に「えきとしょ」を設置
平成２９年　２月　図書館電算システムの更新
３月　外壁等改修事業により、外壁をはじめトイレの改修及びエレベータの入替、ウッドデッキ（167.81 ㎡）及びすべり台を新設
ＥＳＣＯ事業により、施設全体の照明をＬＥＤ化
軽トラックを架装した移動図書館車を購入
４月　図書館サービスの拡大
・開 館 日　休館日（毎月最終月曜日、年末年始、特別整理期間及び臨時休館）を除き開館
・開館時間　午前９時から午後７時まで
・貸出場所　電話又はインターネットによる予約本の受取場所として各公民館を追加
・返却場所　各公民館及び武蔵高萩駅返却ポストを追加
・貸出限度冊数　１人当たり 15 冊（５冊増）
・本の貸出延長手続　次に予約がある本を除き、電話及びインターネットを追加
・移動図書館車による、予約本の配送及び返却本の回収開始
窓口業務等委託開始
窓口業務等受託者による書籍消毒機の導入
職員３人減員　計３人
７月　移動図書館車による貸出開始（１か所）
９月　移動図書館車による団体貸出開始（５か所）
平成３１年　２月　移動図書館車の貸出場所を４か所に増設
４月　埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）加入に伴い、５市（所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市）の公立図書館による相互利用の開始
令和元年　７月　移動図書館車の団体貸出を２か所追加、計７か所
令和２年　３月　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館
（３月３日(火)から５月 31 日(日)まで）
４月　川越都市圏内まちづくり協議会脱退に伴い、川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・毛呂山町及び越生町と公の施設の相互利用に関する協定を締結し、図書館相互利用を継続
窓口等業務委託の更新

		貸出限度冊数を１人当たり 20 冊に変更（５冊増）
	５月	臨時休館中、臨時窓口設置により予約資料の受け渡しのみ実施（５月 22 日(金)から５月 31 日(日)までの午前９時～午後５時まで）
	６月	図書館再開（対策としてサービスを限定して開館：滞在時間 30 分制限、開館時間を午前９時から午後５時までに短縮等）
	７月	制限の緩和（滞在時間 120 分制限に延長、開館時間を通常の午前９時から午後７時までとする等）
	８月	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により図書除菌機（６冊用）を購入（９月末納品設置）
令和３年	１月	緊急事態宣言発出に伴い、滞在時間を 120 分から 60 分に短縮、視聴覚ブースの利用休止
	２月	移動図書館車の貸出場所を２か所追加、計６か所
	３月	緊急事態宣言解除に伴い、滞在時間を 60 分から 120 分に緩和、視聴覚ブースの一部利用再開
	４月	文化体育館「ひだかアリーナ」に「くりくりとしょ」を設置
	５月	セカンドブック事業の開始（市内小学校１年生対象）
令和４年	６月	滞在時間の短縮を解除
	１０月	図書館電算システムの更新
令和５年	１月	移動図書館車の貸出場所を２か所廃止、計４か所
	３月	視聴覚ブースの利用制限を解除
	３月	日高市子ども読書活動推進計画（第３次）を策定
	４月	窓口等業務委託の更新
	６月	移動図書館車の団体貸出を３か所追加、計 10 か所
	９月	市立小学校６校（義務教育学校前期課程含む）の児童を対象とした電子図書館サービスを導入、運用開始
令和６年	１月	移動図書館車の市立小学校１校への運行を開始
	４月	図書館ボランティアおはなしポケット「令和６年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）文部科学大臣表彰」受賞
令和６年	５月	図書館ブックカフェの開始（年２シーズン実施）
令和７年	５月	図書資料のリクエスト対応の対象者を相互利用に関する協定を締結している自治体の住民に拡大
令和８年	３月	市立小学校６校（義務教育学校前期課程含む）の児童を対象とした電子図書館サービスの終了 移動図書館車の団体貸出しの廃止（公立保育所３施設）

移動図書館車の市立小学校１校の運行を廃止
文化体育館「ひだかアリーナ」の「くりくりとしょ」の終了
セカンドブック事業の終了
ブックカフェの終了

令和８年　　４月　　窓口業務等受託の更新

１－２　施　設

複合施設　　図書館・教育センター・保健相談センター
（総称「日高市生涯学習センター」）

構　　造　　鉄筋コンクリート２階建

敷地面積　　９，３５１．４８㎡

延床面積　　３，９２３．８９㎡（図書館専有部分　１，７８０．４５㎡）

１階　　図書室［一般書コーナー、郷土・参考図書コーナー、
視聴覚・新聞雑誌コーナー、児童コーナー］、
事務室、対面朗読・録音室、コンピュータ室、
ＢＭ作業室、ＢＭ車庫
（ウッドデッキ１６７．８１㎡及び駐輪場６７．１０㎡除く）

２階　　書庫、視聴覚室、会議室、研修室、学習スペース（６席）

２　令和８年度図書館運営計画

２－１　基本方針

日高市立図書館では、第４期日高市教育振興基本計画に基づき、日高市が進めている生涯学習を市民が生きがいとして見出し、いきいきとした生活が営める、生涯にわたる自主的な学習要求に応え、「本との出会い、人との出会い」を目標に心豊かに市民の生活・文化が向上するための中心施設として図書館活動を行う。

２－２　重点施策

（１）　図書館資料の整備・充実

① 一般図書・児童図書の計画的収集

② 配本用図書の充実

③ 参考図書・郷土資料の整備充実

④ 視聴覚資料の整備充実

⑤ 「布の絵本」の製作及び貸出

（２）　図書館サービスの充実

① 図書館資料の利用の促進

② 図書館行事の充実

③ 障がい者サービスの推進

④ 図書リサイクルの実施

⑤ インターネットによる情報収集機会の提供

（３）　図書館サービス網の充実

① 県立図書館、近隣公共図書館との連携

② 公民館、学校図書館との連携

③ 病院、院内学級との連携

④ 埼玉県西部地域まちづくり協議会の５市（所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市）での図書館広域利用の推進

⑤ 川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町と公の施設の相互利用に関する協定による図書館広域利用の推進

２－３　令和８年度予算（当初予算）

（１）一般会計予算に占める割合　〔単位　千円〕

一般会計	教育費	社会教育費	図書館費	資料費
22,180,000	2,182,372	488,081	110,032	12,682
100%	9.84%	2.20%	0.50%	0.06%

（２）図書館費内訳　〔単位　千円〕

目	節	予算額	備　考
図書館費	報酬	49	
	報償費	220	
	旅費	11	需用費における資料費内訳
	需用費	13,889	・一般書　5,800 ・児童書　3,000 ・雑誌その他　2,882 ・視聴覚資料　1,000
	役務費	844	
	委託料	88,354	窓口業務委託料等
	使用料及び賃借料	6,605	電算システム等借上料
	負担金、補助及び交付金	53	
	公課費	7	
合　計		110,032	

※人件費、施設管理費は含みません。

２－４　令和８年度事業計画

月	事　業　内　容
4	・企画展示一般向け「文豪」「はじめまして」、児童向け「はじめて・スタート」　・かこさとし生誕「100年」 ・金曜シネマ、ホリデーシネマ　・ぬくぬく「わらべうたで一緒に遊ぼう」 ・図書館子どもウィーク企画展示「本の世界に入ってみよう！」(4/1～4/30) ・児童、親子向け講座「本の世界に入ってみよう！」
5	・一般向け文化講座「「方言漢字」で旅する～文字の方言と歴史・地理・風土～」 ・ウッドデッキで読書会　・キャンドルナイトおはなし会　・金曜シネマ ・あそびの広場「どうぶつたちのおんがくかい 楽器をつくろう！」　・企画展示一般向け「武蔵台小中学校都道府県書店」、「「方言漢字」で埼玉を旅する」、児童向け「かぞく」「ゆうじょう」(4/28～5/24)
6	・児童向け文化講座「英語でおはなし会」 ・企画展示一般向け「衣替えと暮らしの整え方」「布の絵本」、児童向け「たべもの」「雨」 ・手づくり布の絵本教室 全2回　・金曜シネマ、ホリデーシネマ
7	・一般向け講座「スマートフォン・タブレット講座」　・臨時学習室開設（8月迄） ・かがくあそび「レモンをつかって、かがくじっけんをしよう！」　・金曜シネマ、きっず★シネマ ・企画展示一般向け「夏を楽しもう」「手紙」、児童向け「いきもの」「読書感想文お助けコーナー」 ・児童向け調べる学習「くりっかー＆くりっぴーからのちょうせんじょう」（7月～8月）
8	・企画展示一般向け「戦争と平和」、探求学習展示「空中コンピューター体験展示」 ・児童向け文化講座「空中冒険ツアー～空中コンピューター体験と工作ワークショップ～」 ・金曜シネマ、終戦記念シネマ　・ビブリオバトル2026夏の陣 ・ちょっぴりこわいおはなし会、こわ～いおはなし会　・そらいろデッキ開始（毎週月曜日）
9	・あそびのひろば「うさぎだ ぴょーん 月までジャンプ うさぎのはねるおもちゃをつくろう」 ・金曜シネマ、ホリデーヤングシネマ　・ブックカバーフェア（9月～10月） ・企画展示一般向け「日本の文学賞」、児童向け「あそぼー！」「のりものだいすき」
10	・児童向け文化講座「ぬいぐるみおとまり会」・ウッドデッキで読書会 秋　・金曜シネマ、ホリデーシネマ ・企画展示一般向け「waku wakuする秋」、児童向け「秋みつけたよ」「よるのせかいへようこそ」
11	・企画展関連イベント（講演会）「北米ノースウッズにオオカミを探して」 ・企画展展示「本で旅する」（11月～12月）　・金曜シネマ　・図書館で星見会 ・図書館アンケートの実施　・企画展おはなし会「おはなしで世界を旅する」 ・あそびのひろば　・日高市民まつりや公民館への移動図書館車の出店
12	・企画展関連講座 ライブラリーコンサート「音楽で世界を旅する」　・金曜シネマ、きっず★シネマ ・ビブリオバトル2026冬の陣　・年末謝恩企画「福引大会」 ・児童向け文化講座「身近な薬用植物を使ってレジン小物つくり体験」（城西大学協働）
1	・金曜シネマ　・図書館あそびのひろば
2	・金曜シネマ、ホリデーシネマ　・一般向け文化講座　・児童向け探求学習講座
3	・図書館まつり　・金曜シネマ、きっず★シネマ　・ビブリオバトル～大人の陣～ ・大人のためのおはなし会　・児童向け探求学習講座

定例行事等

○ おはなしポケット・・・・・・・・・・・・・・・・・毎週水曜日、毎月第1土曜日
○ 新着図書案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・図書展示及びホームページへの掲載（随時）
○ 配　　本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・公民館図書室等への配本（随時）
○ 一般展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各種文学賞、時事テーマ等（随時）
○ テーマ展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・話題の事柄や季節、行事にちなんだ本の展示（随時）
○ YA展示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2月毎にテーマを決めて本の展示
○ 学校訪問（おはなし会、ﾌﾞｯｸﾄｰｸ）・・市内各小学校、中学校、義務教育学校へ
（○ 録音図書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・視覚障がい者向け録音図書の作成）
○ おすすめ本リスト発行・・・・・・・・・・・・・夏・冬の年2回、小学生向けリスト発行・配布
○ 中学生向け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2月毎にYA展示で紹介した本のリスト、ヤンちゃん通信の発行・配布
○ 職場体験受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・中学生（義務教育学校後期課程含む）、高校生、大学生の受入
○ 図書館見学受入・・・・・・・・・・・・・・・・・小学生（義務教育学校前期課程含む）の受入

3　図書館資料

3－1　蔵書数（雑誌は除く）

		令和６年度末 蔵書数	令和７年度 受入数	令和７年度 除籍数	令和７年度末 蔵書数
一般書	一般図書	130,676	3,305	303	133,678
	参考図書	4,823	55	0	4,878
	郷土資料	7,011	122	0	7,133
	合　計	142,510	3,482	303	145,689
児童書	児童図書	60,947	1,451	87	62,311
	紙 芝 居	1,834	41	64	1,811
	布の絵本	147	0	0	147
	パネルシアター	92	0	0	92
	エプロンシアター	30	0	0	30
	合　計	63,050	1,492	151	64,391
図書合計		205,560	4,974	454	210,080
AV資料	カセット	385	0	2	383
	ＣＤ	6,675	44	0	6,719
	ＬＤ	391	0	0	391
	ビ デ オ	595	0	0	595
	ＤＶＤ	559	29	2	586
	合　計	8,605	73	4	8,674
総合計		214,165	5,047	458	218,754

［分類別蔵書構成比］

	一般書	児童書
0 総　記	3.82%	0.96%
1 哲　学	2.33%	0.63%
2 歴　史	6.60%	3.21%
3 社会科学	9.66%	4.01%
4 自然科学	6.17%	9.77%
5 工　業	6.34%	3.09%
6 産　業	2.10%	1.61%
7 芸　術	6.06%	3.77%
8 言　語	1.11%	0.80%
9 文　学	29.14%	3.28%
参考図書	3.35%	－
郷土資料	4.90%	－
絵　本	－	34.40%
紙芝居	－	2.85%
布の絵本	－	0.23%
パネル・エプロンシアター	－	0.19%
その他	18.42%	31.20%

３－２　雑　誌

（１）購　入　雑　誌　　（令和８年４月１日現在）

No.		雑　誌　名	保存	No.		雑　誌　名	保存	No.		雑　誌　名	保存
1	ア	AERA	1	41		新潮	3	81	ヤ	山と渓谷	3
2	ウ	潮	3	42	ス	ＳＴＯＲＹ	3	82	ユ	ゆうゆう	3
3		美しいキモノ	3	43		すばる	3	83		ユリイカ	3
4	エ	栄養と料理	3	44		スポーツ・グラフィック・ナンバー	3	84	リ	陸上競技	3
5		ＳＦマガジン	3	45		相撲	3	85		旅行読売	3
6		NHK すてきにハンドメイド	3	46	セ	正論	3	86	レ	歴史街道	3
7		NHK きょうの健康	3	47		世界	3				
8		NHK きょうの料理	3	48	ソ	So-en　装苑	3				
9		NHK 趣味の園芸	3	49		壮快	3				
10		園芸ガイド	3	50	タ	ＴＩＭＥ	1				
11	オ	オール讀物	3	51		短歌	3				
12		オレンジページ	3	52	チ	中央公論	3				
13		音楽の友	3	53	ツ	つり人	3				
14	カ	会社四季報	3	54	テ	テアトロ	3				
15	キ	キネマ旬報	3	55		鉄道ジャーナル	3				
16		ＣＡＰＡ	3	56		天文ガイド	3				
17	ク	暮しの手帖	3	57	ニ	日経サイエンス	3				
18		クロワッサン	3	58		日経パソコン	3				
19		群像	3	59		日本児童文学	3				
20	ケ	芸術新潮	3	60		ニュートン	3				
21		現代農業	3	61	ノ	non・no	3				
22	コ	航空ファン	3	62	ハ	俳句	3				
23		こどもとしょかん	永	63		バスケットボール	3				
24		ゴルフ･ダイジェスト	3	64		バレーボール	3				
25		碁ワールド	3	65	ヒ	ＢＥ－ＰＡＬ	3				
26	サ	サッカーマガジン	3	66	フ	福祉（月刊）	3				
27		サライ	3	67		婦人公論	3				
28		サンデー毎日	1	68		婦人之友	3	〈 児童向け 〉			
29	シ	ＪＴＢ時刻表	3	69		武道	3	87	カ	かがくのとも	永
30		ＣＤジャーナル	3	70		プレジデント	3	88	コ	子供の科学	永
31		ＣＧ(ｶｰ・ｸﾞﾗﾌｨｯｸ)	3	71		文學界	3	89		こどものとも	永
32		週刊エコノミスト	1	72		文藝	3	90		こどものとも年少版	永
33		週刊金曜日	1	73		文藝春秋	3	91		こどものとも年中向き	永
34		週刊新潮	1	74	ホ	Voice	3	92		こどものとも０．１．２	永
35		週刊東洋経済	1	75		本の雑誌	3	93	タ	たくさんのふしぎ	永
36		週刊文春	1	76	ミ	ミュージックマガジン	3	94	チ	ちいさなかがくのとも	永
37		ジュリスト	3	77		みんなの図書館	永	95	テ	テルミ	永
38		将棋世界	3	78	モ	Men's Non-no	3				
39		小説現代	3	79	メ	ＭＯＥ	永				
40		小説新潮	3	80	ヤ	やさい畑	3				

（2）寄　贈　雑　誌（登録しているもの）

No.	雑　誌　名	保存	所蔵号数:年月日
1	ＥＳＳＥ	3	2023.1～
2	家の光	3	2023.1～
3	ＭＡＭＯＲ	3	2023.1～
4	食品と暮らしの安全	3	2023.1～
5	健康３６５	3	2023.1～
6	with Pets	3	2023.1～
7	ちゃぐりん	3	2022.1～
8	皇室	永	2015.春～
9	宇宙のとびら	3	2022.冬～
	〈郷土資料雑誌〉		
10	文芸ひだか	永	1号：1988.2.29～
11	日高路	永	194号1982.5.1～600号2016.3
12	ひわだの	永	191号：2022.1～
13	高麗峠	永	35号1974.9.1～81号2012.6
14	かわせみ	永	9号1997.3.31～17号2011.2
15	文芸埼玉	永	13号：1975.3.31～
16	文芸川越	永	4号：1984.1～
17	文芸はんのう	永	1号：1981.2.25～
18	武蔵野ペン	永	31号：1982.12.1～
19	さやま	永	創刊号：1997.3.1～
20	波奈美都樹　(ﾊﾅﾐｽﾞｷ)	永	№13：1999.3.25～
21	響（ヒビキ）	永	2007.11～
22	文藝おごせ	永	2009.3～
23	飯能ペン	永	第5号：1996～2012

No.	雑　誌　名	保存	所蔵号数:年月日
	〈スポンサー雑誌〉		
24	&home	3	2023.4～2023.9
25	田舎暮らしの本	3	2023.1～
26	うかたま	3	2023.冬～
27	LDK	3	2024.10～
28	男の隠れ家	3	2023.1～
29	おとなの週末	3	2023.1～
30	かぞくのじかん	3	2022.冬～2022.夏
31	コットンフレンド	3	2022.冬～
32	CYCLE SPORTS	3	2023.1～
33	サンキュ！	3	2023.1～
34	散歩の達人	3	2023.1～
35	GQ JAPAN	3	2023.1～
36	自家用車	3	2023.1～
37	ダ・ヴィンチ	3	2023.1～
38	dancyu(ﾀﾞﾝﾁｭｳ)	3	2023.1～
39	日経ソフトウェア	3	2023.1～
40	日経ヘルス	3	2023.冬～
41	日経マネー	3	2023.1～
42	News week日本版	1	2024.12～
43	mono (ﾓﾉ・ﾏｶﾞｼﾞﾝ)	3	2023.1～
44	ランナーズ	3	2023.1～

３－３　新　聞

（1）購　入　新　聞

No.		新　聞　名	保存	所蔵年月日
1	ア	朝日新聞※	永	1942.1～1955.12 1982.4～
2	サ	埼玉新聞※	永	1980.7～
3		産経新聞	2	－
4	シ	Japan Times	2	－
5		週刊読書人	永	1987.4.13～
6	ス	スポーツニッポン	2	－
7	ト	東京新聞	2	－
8	ニ	日刊工業新聞	2	－
9		日経産業新聞	2	

No.		新　聞　名	保存	所蔵年月日
10		日経流通新聞	2	－
11		日本経済新聞※	永	1988.1～12 1990.6～
12	フ	文化新聞	永	1981.9～1982.8 1984.4～2023.6 2023.10～
13	マ	毎日小学生新聞	2	－
14		毎日新聞※	永	1987.4～
15	ヨ	読売新聞※	永	1987.4～

※縮小版にて永久保存

（2）寄　贈　新　聞

No.		新　聞　名	保存	所蔵年月日
1	コ	公明新聞	2	2024.4～

No.		新　聞　名	保存	所蔵年月日
2	シ	しんぶん赤旗	2	2024.4～

３－４　その他

1 官報
2 彩の国だより
3 厚生福祉
4 広報ひだか
5 さいたま県議会だより
6 日高市議会だより

４　令和７年度図書館利用状況

４－１　貸出冊数及び貸出者数

（1）全　館

年度	貸出冊（点）数						貸出者数（延）
	総 数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	ＡＶ資料	
6	266,921	252,533	158,733	77,420	16,380	14,388	68,854
7	262,689	249,273	158,764	75,486	15,023	13,416	69,443

※ＡＶ資料にはＬＤの館内視聴利用数を含む。　※団体を含む。

（2）内　訳

ア　図書館

年度	貸出冊（点）数						貸出者数（延）	開館日数
	総 数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	ＡＶ資料		
6	256,290	241,922	157,275	68,485	16,162	14,368	67,821	342
7	254,068	240,662	157,596	68,288	14,778	13,406	68,539	342

イ　団体貸出

年度	貸出冊（点）数						貸出者数（延）
	総 数	図書合計	一般書	児童書	雑誌	ＡＶ資料	
6	10,631	10,611	1,458	8,935	218	20	1,033
7	8,621	8,611	1,168	7,198	245	10	904

４－２　月別貸出状況

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	
貸出冊数	21,158	21,682	21,119	24,719	25,420	20,875	
貸出者数(延)	5,677	5,698	5,594	6,322	6,565	5,655	
月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
貸出冊数	21,256	21,274	21,629	22,112	18,575	22,870	262,689
貸出者数(延)	5,846	5,543	5,584	5,821	4,939	6,199	69,443

４－３　曜日別及び一日平均貸出状況

曜日	月	火	水	木	金	土	日	一日平均
冊数	648	756	699	587	711	1,004	933	768

４－４　登録者数・利用者数

（１）登録者数（個人・団体）　※令和８年４月１日現在

年度	児童 0～12歳	学生 13～18歳	一般 19歳～	合計	団体
6	2,876	3,154	52,062	58,092	176
7	2,720	3,124	53,012	58,856	176

（２）地区別個人利用者数・登録者数　※令和８年４月１日現在

地区	児童	学生	一般	合計
高麗	183	41	841	1,065
	484	430	11,551	12,465
高麗川	482	113	1,684	2,279
	988	1,229	19,791	22,008
高萩	495	74	1,008	1,577
	1,134	1,317	13,790	16,241
市外	55	21	675	751
	114	148	7,880	8,142
合計	1,215	249	4,208	5,672
	2,720	3,124	53,012	58,856

※上段：利用者数　下段：登録者数

※ 利用者数……年度中に一度以上貸し出した者の数

（３）年齢別登録者数（個人）　　※令和８年４月１日現在

年齢	０～６	７～12	13～15	16～18	19～22	
男	210	1,134	718	814	1,111	
女	233	1,143	777	815	1,198	
計	443	2,277	1,495	1,629	2,309	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合　計
男	2,119	3,685	5,232	3,166	7,724	25,913
女	2,270	4,539	7,039	5,439	9,490	32,943
計	4,389	8,224	12,271	8,605	17,214	58,856

※個人：市内・広域

（４）年齢別利用者数（個人）　　※令和８年４月１日現在

年齢	０～６	７～12	13～15	16～18	19～22	
男	118	453	63	36	30	
女	152	492	88	62	89	
計	270	945	151	98	119	
年齢	23～30	31～40	41～50	51～60	61～	合　計
男	38	113	218	212	937	2,218
女	133	380	552	412	1,094	3,454
計	171	493	770	624	2,031	5,672

※個人：市内・広域

４－５　予約・リクエスト受付件数

一般書	児童書	ＡＶ資料	合　計
21,535	2,018	1,018	24,571

（ 内 訳 ）

窓　口	インターネット	電　話	合　計
5,193	18,833	545	24,571

４－６　相互貸借冊数

	合計冊数	貸　借　先　内　訳		
		県内図書館	国会図書館	他県図書館
貸出	1,539	1,539	0	0
借用	2,106	2,106	0	0

４－７　レファレンス件数

口　頭	電　話	文　書	合　計
4,019	1,017	0	5,046

４－８　コピー件数・枚数

件　数	枚　数
351	1,720

４－９　図書館サービス指標（個人）

令和８年４月１日現在

（１）登録率（市内登録者数÷人口×100）

50,713 人÷　53,586 人×　100≒　94.64％

（２）人口１人当たりの貸出点数（貸出点数÷人口）

※貸出点数はＡＶ資料や雑誌を含む。

［貸出密度］　263,141 点÷　53,586 人≒　4.91 点

（３）登録者１人当たりの貸出点数（貸出点数÷登録者数）

［実質貸出密度］　263,141 点÷　58,853 人≒　4.47 点

（４）蔵書回転率（貸出点数÷蔵書点数）

※蔵書点数は雑誌を含む。

263,141 点÷　231,134 点≒　1.14 回

（５）人口１人当たりの蔵書点数（蔵書点数÷人口）

※蔵書点数は雑誌を含む。

231,134 点÷　53,586 人≒ 4.31 点

（６）人口１人当たりの資料費（資料費÷人口）

12,682,000 円÷　53,586 人≒　236.67 円

４－１０ 広域利用状況(埼玉県西部地域まちづくり協議会)

（新規登録者数）

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図書館		5	45	11	27	88
所沢図書館	6		17	143	104	270
飯能図書館	226	87		72	299	684
狭山図書館	22	70	13		87	192
入間図書館	17	215	117	202		551
計	271	377	192	428	517	1,785

（延べ利用者数）

	日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(人)
日高図書館		555	6,070	361	670	7,656
所沢図書館	97		1,005	8,042	4,987	14,131
飯能図書館	6,380	672		1,030	4,300	12,382
狭山図書館	571	7,279	1,327		9,790	18,967
入間図書館	176	11,407	5,983	9,130		26,696
計	7,224	19,913	14,385	18,563	19,747	79,832

（貸出冊数）

		日高市民	所沢市民	飯能市民	狭山市民	入間市民	計(点)
日高図書館	図書		1,710	22,435	1,818	2,597	28,560
	ＡＶ		160	1,380	125	286	1,951
所沢図書館	図書	269		1,990	22,710	11,902	36,871
	ＡＶ	2		268	1,130	1,746	3,146
飯能図書館	図書	23,106	2,076		4,938	17,735	47,855
	ＡＶ	439	100		108	536	1,183
狭山図書館	図書	1,238	15,611	2,888		23,612	43,349
	ＡＶ	36	649	61		921	1,667
入間図書館	図書	440	40,736	19,072	29,557		89,805
	ＡＶ	54	873	400	2,224		3,551
計	図書	25,053	60,133	46,385	59,023	55,846	246,440
	ＡＶ	531	1,782	2,109	3,587	3,489	11,498

４－１１　広域利用状況（川越都市圏）

（新規登録者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図書館		23	22	15	0	12	3	75
川越図書館	31		44	131	25	10	1	242
坂戸図書館	14	66		108	6	26	2	222
鶴ヶ島図書館	110	261	252		8	23	5	659
川島図書館	1	51	17	5		0	0	74
毛呂山図書館	26	24	39	10	1		32	132
越生図書館	3	0	2	2	0	17		24
計	185	425	376	271	40	88	43	1,428

（延べ利用者数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(人)
日高図書館		1,193	1,464	663	5	333	166	3,824
川越図書館	579		2,342	6,352	527	139	13	9,952
坂戸図書館	142	2,892		6,601	248	458	110	10,451
鶴ヶ島図書館	4,625	16,538	17,934		281	551	163	40,092
川島図書館	0	1,415	161	144		0	6	1,726
毛呂山図書館	2,162	1,228	3,830	1,238	63		3,585	12,106
越生図書館	57	54	127	193	31	267		729
計	7,565	23,320	25,858	15,191	1,155	1,748	4,043	78,880

（貸出冊数）

	日高市民	川越市民	坂戸市民	鶴ヶ島市民	川島町民	毛呂山町民	越生町民	計(冊)
日高図書館		4,531	4,191	1,797	11	1,649	411	12,590
川越図書館	1,784		5,116	15,656	1,113	442	51	24,162
坂戸図書館	516	8,180		18,493	763	1,471	265	29,688
鶴ヶ島図書館	17,737	63,531	58,417		1,049	2,284	507	143,525
川島図書館	0	6,529	594	361		0	6	7,490
毛呂山図書館	11,062	4,184	16,660	5,012	263		15,742	52,923
越生図書館	233	141	457	1,015	97	1,100		3,043
計	31,332	87,096	85,435	42,334	3,296	6,946	16,982	273,421

４－１２　貸出ベスト

（1）一般書

順位	書　　名	著　者　名	所蔵冊数	回数
1	クスノキの女神（THE CAMPHORWOOD GODDESS）	東野　圭吾	2	５３
2	逃亡者は北へ向かう	柚月　裕子	2	４９
3	謎の香りはパン屋から（The mysterious scent come from the bakery）	土屋　うさぎ	2	４７
4	架空犯	東野　圭吾	2	４６
	カフネ（Cafune）	阿部　暁子	2	４６
6	藍を継ぐ者	伊予原　新	2	４５
	あなたが誰かを殺した（加賀恭一郎シリーズ）	東野　圭吾	2	４５
	かがみの孤城（THE SOLITARY CASTLE IN THE MIRROR）	辻村　深月	4	４５
	禁忌の子（We were born）	山口　未桜	2	４５
	成瀬は天下を取りにいく	宮島　未奈	2	４５
	猫の刻参り	宮部　みゆき	2	４５

（2）児童書

順位	書　　名	著　者　名	所蔵冊数	回数
1	11ぴきのねこ　ふくろのなか	馬場　のぼる	１０	９８
2	11ぴきのねことへんなねこ	馬場　のぼる	7	８２
3	11ぴきのねこ	馬場　のぼる	１１	７０
4	からすのそばやさん（かこさとしおはなしのほん 14）	かこ　さとし	6	６４
5	だるまさんの（かがくいひろしのファーストブック）	かがくい　ひろし	8	６３
6	からすのおかしやさん（かこさとしおはなしのほん 11）	かこ　さとし	6	６２
	はらぺこあおむし（改訂）	エリック=カール	7	６２
8	もぐらはすごい	アヤ井　アキコ	5	６１
9	おばけのてんぷら	せな　けいこ	7	５８
１０	からすのてんぷらやさん（かこさとしおはなしのほん 13）	かこ　さとし	6	５６

※団体貸出は含まない。

５　令和７年度図書館行事

（１）おはなし会及び映画会

4月	おはなしポケット　６回　　６９人	金曜シネマ　　１回　　１３２人 ホリデーシネマ　１回　　１８人
5月	おはなしポケット　５回　　４０人	金曜シネマ　　１回　　８４人
6月	おはなしポケット　５回　　３１人	金曜シネマ　　１回　　９２人 ホリデーシネマ　１回　　１７人
7月	おはなしポケット　６回　　５１人	金曜シネマ　　２回　　２１９人 きっず★シネマ　１回　　７１人
8月	おはなしポケット　４回　　３６人	金曜シネマ　　１回　　６３人 終戦記念シネマ　１回　　９４人
9月	おはなしポケット　５回　　３７人	金曜シネマ　　１回　　９１人 ﾎﾘﾃﾞｰﾔﾝｸﾞｼﾈﾏ　１回　　４４人
10月	おはなしポケット　６回　　３１人	金曜シネマ　　１回　　７９人 ホリデーシネマ　１回　　４９人
11月	おはなしポケット　５回　　２９人	金曜シネマ　　１回　　６０人 企画展映画会　　１回　　６３人
12月	おはなしポケット　５回　　５３人	金曜シネマ　　１回　　８５人 きっず★シネマ　１回　　３５人
1月	おはなしポケット　５回　　２９人	金曜シネマ　　１回　　９２人
2月	おはなしポケット　２回　　４人	金曜シネマ　　１回　　６０人 ホリデーシネマ　１回　　４８人
3月	おはなしポケット　５回　　２５人	金曜シネマ　　１回　　８４人 きっず★シネマ　１回　　２９人
合計	おはなしポケット５９回　４３５人	映画会　　２３回　１，６０９人

（２）その他の行事

月日	内　　容	参加人数
４／２７	図書館あそびのひろば①	４４人
５／９	子どもウィーク関連おはなし会「キャンドルナイトおはなし会」	５３人
５／２３	ウッドデッキで読書会①	１２人
６／１	一般向け講座「今どきの子の名前の漢字」	２３人
６／１５	図書館あそびのひろば②	３８人
６／１７	ボランティア養成講座①	１２人
６／２２	一般向け文化講座「埼玉県における希少生物の現状」	２１人
６／２３	ボランティア養成講座②	１０人
７／１	ボランティア養成講座③	１１人
７／６	児童向け文化講座「読書感想文の書き方講座」	５４人
７／７	ボランティア養成講座④	１１人
７／１４	ボランティア養成講座⑤	１２人
７／２１	かがくあそび「虹色の球をつくろう」	３２人
８／２	「図書館ビブリオバトル 2025　夏の陣」	３５人
８／１７	図書館あそびのひろば③	４５人
８／２０	ちょっぴりこわいおはなし会・こわ～いおはなし会	９１人
９／２０	初級防災講座「やってみたい防災　食事編」	２３人
１０／３	ウッドデッキで読書会②	１１人
１０／５	児童向け講座「身近な薬用植物を使ったレジン小物つくり体験」	１３人
１０／１９	児童向け講座「おはなしとあそびのひろば（自転車かみしばい、あそびのひろば）」	２９人
１１／９	企画展講演会「三島由紀夫と『昭和』」	３１人
１１／２９	図書館で星見会「～秋の星の天体観測～」	４０人
１２／１３	「図書館ビブリオバトル 2025　冬の陣」	２７人
１２／７	図書館あそびのひろば④	２５人
１２／２１	うた・フルート・ピアノのクリスマスコンサート	１０２人
１２／２６	年末謝恩福引大会	１００人
１／２４	一般向け文化講座「埼玉の妖怪」	３５人
２／１１	一般向け文化講座「野菜作りのコツと裏ワザ～春夏編 発芽名人になろう！」	５８人
２／１５	図書館あそびのひろば⑤	２４人

月日	内　　容	参加人数
3／1	図書館まつり 「ボードゲームをたのしもう」「布絵本と布のおもちゃであそぼう（ポコ・ア・ポコ）」「真鍋博士の恐竜教室（真鍋真さん）」「針金アートで恐竜をつくろう！（湯田智仁さん）」「雑誌のリサイクル」「おはなし会（日高もくせいの会）」「図書館でくじ引き！」	1,３４９人
3／6	「図書館ビブリオバトル 2026　大人の陣」	２０人
3／１１	大人のためのおはなし会	３６人

（3）事業等

○団体サービス事業（５８回、６，３５６人）

・ブックトーク

小学校３年生、義務教育学校３年生への読書指導

１３クラス　３５２人　回数６回　職員派遣

中学校１～３年生、義務教育学校７～９年生への読書指導

１２クラス　４０１人　回数９回　職員派遣

・おはなし会(絵本､おはなし等)

小学校、義務教育学校前期課程　２０８クラス　５，５２３人　回数４１回

幼稚園　８０人　回数２回

職員及びおはなしポケットボランティア派遣

○ボランティア育成事業（１０３回）

・読み聞かせボランティア　絵本の会・・・１１回（延べ６７人）

参加者：初級読み聞かせボランティア講座受講者　１０人

内　容：定番の絵本を読みあい、絵本について学び、評価し、おすすめの絵本リストを作成

・図書館おはなしポケットボランティア・・・２５回（延べ２６４人）

参加者：おはなしポケットボランティア　１４人

内　容：読み聞かせ、ストーリーテリングの練習　事業協力等

・布の絵本ボランティア・・・４６回（延べ２１９人）

参加者：ポコ・ア・ポコ　８人

内　容：貸出用布絵本の製作他

・消しゴムはんこボランティア　・・・２１回（延べ１０９人）

参加者：ぺったんこ工房　７人

内　容：読書手帳、年末福引、ブックカバーフェア景品作成他

○テーマ展示

児童展示　…　話題の事柄や季節、行事に因んだ本の展示（随時）

一般展示　…　各種文学賞、時事テーマ等（随時）

Ｙ（ヤング）・Ａ（アダルト）展示　…　はりねずみの本棚にＹ・Ａ向け本のテーマ展示

一箱本棚展示　…　中・高校の図書委員による選書を主にした、図書館職員と一般利用者等によるテーマ展示

○謝恩企画
・年末　福引き大会　１２月２６日（金）　先着１００人　三角くじ
・年始　一節みくじ　　１月　４日（日）～３１日（土）

○期間開催
4 月～3 月　　ビブリオトーク会（６回）
7/18～8/24　　調べ学習支援「調べる広場～奥付を見て本を紹介しよう」
11/26～2/1　　ブックカバーフェア
12/1～１/7　　児童向けイベント「図書館で暗号を解き明かそう！」

○その他
・セカンドブック事業（市内小学校、義務教育学校１年生対象）
本の引き換え　１９６件

6　視聴覚ライブラリー利用状況

6－1　教材・機材の保有数（令和７年度末）

（1）　教　材

16ミリフィルム							ビデオ	合計
アニメ	交通安全	劇	教育	社会	その他	小計		
68	25	28	44	22	22	209	82	291

（2）　機　材

プロジェクター	16ミリ映写機	スライド映写機	OHP	スクリーン（布含む）	暗幕
1	3	1	1	2	7

※プロジェクターは平成19年度寄贈。使用は館内のみ。

6－2　利用状況（令和７年度）

（1）　教　材　利　用　状　況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
16ミリフィルム	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5
ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5

（2）　機　材　利　用　状　況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合　計
プロジェクター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
16ミリ映写機	1	2	0	1	1	1	0	1	0	0	1	1	9
スライド映写機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
OHP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スクリーン	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
暗　幕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	1	2	1	1	1	1	0	1	0	0	1	3	12

7　条例・施行規則

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例
昭和 56 年 12 月 18 日条例第 19 号
〔**注**〕平成 16 年から改正経過を注記した。
改正
昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号
平成４年３月６日条例第７号
平成 16 年３月 26 日条例第 10 号
平成 24 年３月 23 日条例第９号
平成 28 年３月 29 日条例第 28 号
日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例
（目的）
第１条　この条例は、図書館の設置及び管理等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
（設置）
第２条　図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、日高市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。
２　図書館に必要があるときは、分館及び分室を置くことができる。
（名称及び位置）
第３条　図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日高市立図書館	日高市大字鹿山 370 番地 20

（管理）
第４条　図書館は、教育委員会が管理する。
（職員）
第５条　図書館に館長、主事その他必要な職員を置く。
２　図書館に、副館長を置くことができる。
（図書館協議会）
第６条　法第 14 条第１項の規定に基づき、図書館に日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
一部改正〔平成 24 年条例９号・28 年 28 号〕
第６条の２　協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
（１）　学校教育及び社会教育の関係者
（２）　家庭教育の向上に資する活動を行う者
（３）　学識経験を有する者
（４）　市民

３　教育委員会は、前項第４号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募するものとする。
４　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
追加〔平成 28 年条例 28 号〕

第６条の３　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。
追加〔平成 28 年条例 28 号〕

（目的外使用許可）

第７条　教育委員会は、図書館の用途又は目的を妨げない限度において、次に掲げる施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用を許可することができる。
（１）　視聴覚室
（２）　会議室
（３）　研修室
（４）　附属設備
２　施設等を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。
３　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしてはならない。
（１）　図書館の管理上支障があると認められるとき。
（２）　公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
（３）　営利を目的とするもの又はこれに類するものと認められるとき。
（４）　その他教育委員会が適当でないと認めるとき。
４　教育委員会は、第２項の許可をする場合において、必要があるときは、その使用について条件を付することができる。
追加〔平成 16 年条例 10 号〕

（使用の制限等）

第８条　前条第２項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
追加〔平成 16 年条例 10 号〕

（目的外使用許可の取消し等）

第９条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第７条第２項の許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。
（１）　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
（２）　第７条第４項の規定により付された条件に違反したとき。
（３）　その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。
追加〔平成 16 年条例 10 号〕

（使用料）

第 10 条　使用者は、別表に掲げる使用料を納めなければならない。

２　既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責任でない理由により使用できないときは、この限りでない。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

（使用料の減免）

第 11 条　市長は、公益上の必要その他特別の理由があると認めるときは、前条第１項の使用料を減額し、又は免除することができる。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

（原状回復）

第 12 条　使用者は、施設等の使用を終えたときは、速やかに当該施設等を現状に復さなければならない。第９条の規定により許可の取消し又は使用の停止の処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

（損害賠償）

第 13 条　使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

（委任）

第 14 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成 16 年条例 10 号〕

附　則

この条例は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附　則（昭和 63 年 12 月 13 日条例第 19 号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成元年教委規則第６号で、同年８月 12 日から施行）

附　則（平成４年３月６日条例第７号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成 16 年３月 26 日条例第 10 号）

この条例は、平成 16 年５月１日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 23 日条例第９号）

この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 29 日条例第 28 号）

この条例は、平成 28 年４月１日から施行する。

別表（第 10 条関係）

施設等の名称		使用料		備考
視聴覚室		1 時間につき	800 円	
会議室		1 時間につき	300 円	
研修室		1 時間につき	500 円	
附属設備	ピアノ	1 回につき	1,000 円	調律料を除く。
	音響設備	1 回につき	1,000 円	視聴覚室に備付けのものに限る。

追加〔平成 16 年条例 10 号〕

○日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和 57 年１月 21 日教委規則第２号

改正

昭和 58 年３月 29 日教委規則第１号

昭和 60 年３月 23 日教委規則第６号

平成元年４月１日教委規則第１号

平成４年３月 30 日教委規則第 10 号

平成 11 年１月 29 日教委規則第１号

平成 16 年３月 26 日教委規則第１号

平成 17 年３月 31 日教委規則第２号

平成 17 年６月２日教委規則第４号

平成 18 年 11 月 30 日教委規則第５号

平成 19 年３月１日教委規則第４号

平成 20 年３月 21 日教委規則第 12 号

平成 21 年 12 月 22 日教委規則第３号

平成 26 年４月 24 日教委規則第４号

平成 28 年３月 25 日教委規則第６号

平成 29 年２月１日教委規則第２号

平成 30 年 12 月 28 日教委規則第２号

平成 31 年３月 20 日教委規則第３号

令和２年３月 23 日教委規則第４号

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則

（目的）

第１条　この規則は、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例（昭和 56 年条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（休館日）

第２条　日高市立図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。

（１）　12 月 29 日から翌年の１月３日までの日

（２）　館内整理日（毎月最終月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）をいう。）

（３）　特別整理期間（毎年１回、連続する９日以内で館長が定める期間をいう。）

２　前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

（開館時間）

第３条　図書館の開館時間は、午前９時から午後７時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、館長が必要があると認めるときは、図書館の開館時間を変更することができる。

（目的外使用の時間）

第４条　前条の規定にかかわらず、条例第７条第１項の施設等を同条第２項の許可を受けた者が使用することのできる時間は、午前９時から午後９時 30 分までとする。

（利用の制限）

第５条　この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

（損害の弁償）

第６条　図書館資料又は施設若しくは備品を故意又は過失により亡失し、又は損傷した者は、図書館指定の資料を代納するか、又は相当の代価を弁償しなければならない。

（館内利用）

第７条　館内において、図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（個人貸出し）

第８条　図書の館外利用をすることができる者は、次に掲げる者とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。

（１）　市内に住所を有する者、市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内の学校に在学する者。

（２）　市と公立図書館の相互利用に関する協定を締結している地方公共団体の区域内の住民等で、当該協定により利用できることとされているもの。

（登録の手続等）

第９条　図書の館外利用をしようとする者は、前条に規定する要件を有することを確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示するとともに、図書館外利用申込書（様式第１号）により館長に申し込み、館外利用の登録（以下「登録」という。）を受けなければならない。ただし、館長が特に認めた場合は、本人確認書類の提示を要しない。

２　館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録を行うものとし、登録をした者に対し、図書貸出券（様式第２号。以下「貸出券」という。）を交付するものとする。

３　登録の有効期間は、登録の日から起算して３年とする。

（登録の更新手続等）

第 10 条　前条第３項に規定する登録の有効期間の満了の日（以下「登録満了日」という。）以後引き続き図書の館外利用をしようとする者は、貸出券及び本人確認書類を提示するとともに、館長に申し出て、登録の更新を受けなければならない。

２　館長は、前項の規定による申出があったときは、その内容を確認の上、適当と認めた者について登録の更新を行うものとする。

３　第１項の規定により登録の更新を受けた者は、前条第１項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、同条第３項中「登録の日」とあるのは「次条第１項の規定により登録の更新を受けた日（当該日が同項に規定する登録満了日前にあっては登録満了日の翌日）」と読み替えるものとする。

（変更届出等）

第 11 条　第９条第２項の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は貸出券を亡失したときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。
２　館長は、登録者が虚偽の登録を行い、又は貸出券を他人に譲渡し、貸与する等不正な行為をしたときは、一定の期間図書の館外利用を停止し、又は登録を取り消すことができる。
３　館長は、登録者が登録満了日以後相当期間を経過しても、前条第１項の規定による登録の更新を受けないときは、登録を取り消すことができる。
（個人貸出しの貸出手続等）
第 12 条　図書の館外利用をしようとする者は、図書に貸出券を添えて提出するものとする。
２　同時に館外利用できる図書は、20 冊以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
３　館長は、前項に規定する貸出期間を経過した後、当該図書を返納しない者に対し、一定の期間貸出しを停止し、又はその者の登録を取り消すことができる。
（団体貸出し）
第 13 条　図書の団体館外利用をすることができる団体は、市内の事業所、機関その他の団体で館長が適当と認めたものとする。
（団体登録の手続等）
第 14 条　図書の団体館外利用をしようとする団体は、市内に事業所又は事務所を有することを確認できる書類を提示するとともに、団体貸出利用申込書（様式第３号）により館長に申し込み、団体館外利用の登録（以下「団体登録」という。）を受けなければならない。
２　館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、団体登録の可否を決定するとともに、団体登録をした団体に対し、図書貸出券（団体）（様式第４号。以下「団体貸出券」という。）を交付するものとする。
３　前項に定めるもののほか、団体貸出しの取扱いについては、第 11 条の規定を準用する。
（団体貸出しの貸出手続等）
第 15 条　同時に館外利用できる図書は、１団体 50 冊以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合は、この限りでない。
２　前項に規定するもののほか、団体館外利用の図書の貸出手続等については、第 12 条第１項及び第３項の規定を準用する。
（移動図書館）
第 16 条　市内を巡回して図書の貸出し等を行うため、移動図書館を設ける。
（移動図書館の貸出手続等）
第 17 条　同時に利用できる移動図書館の図書は 15 冊以内とし、貸出期間は次の巡回日までとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
２　前項に規定するもののほか、移動図書館の図書の貸出手続等については、第 12 条第１項及び第３項の規定を準用する。
（館外利用の禁止）

第 18 条　郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不適当と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

（視聴覚資料の貸出し）

第 19 条　視聴覚資料の利用をすることができる者は、登録を受けた者とする。

２　同時に館外利用できる視聴覚資料は、２点以内とし、貸出期間は 15 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

３　前項に規定するもののほか、視聴覚資料の貸出手続等については、第 12 条第１項及び第３項の規定を準用する。

（対面朗読）

第 20 条　視覚障害者及びその他の障害者で館長が必要と認めた者に対して対面朗読を行う。

２　対面朗読を利用しようとする者は、あらかじめ希望する日を館長に申し出なければならない。

（視覚障害者用録音テープの貸出し）

第 21 条　視覚障害者に対する視覚障害者用録音テープ（以下「録音テープ」という。）の館外利用は、郵送によることができる。

２　同時に館外利用できる録音テープは、４巻以内とし、貸出期間は 30 日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（所掌事務）

第 22 条　図書館の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

（１）　公印の保管に関すること。

（２）　文書の収受、発送及び保管に関すること。

（３）　図書館の予算に関すること。

（４）　図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。

（５）　日高市生涯学習センターの維持管理（他の所管に属する部分を除く。）に関すること。

（６）　図書館協議会に関すること。

（７）　関係機関、団体等との連絡調整に関すること。

（８）　児童資料・一般資料及び基本的参考資料の収集・整理・利用に関すること。

（９）　地域資料（郷土資料・行政資料）の収集・整理・利用に関すること。

(10)　読書案内・読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。

(11)　集会行事（おはなし会・講座等）の開催及び展示会に関すること。

(12)　図書館資料の図書館相互貸借に関すること。

(13)　配本に関すること。

(14)　読書の普及・奨励及び関係諸機関との連携に関すること。

(15)　市史編さん資料の保存・活用に関すること。

(16)　その他図書館奉仕に関すること。

（職制）

第 23 条　図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、館長以外の職について教育委員会が組織上その職を置く必要がないと認めた場合は、この限りでない。

職	職務
館長	1　上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 2　図書館の事務を円滑かつ効率的に執行するため、所属職員の事務分担を定める。
主査	1　上司の命を受け、特に指定された事務を処理する。 2　館長を補佐するとともに、事務の円滑な執行を推進するため、担当職員を監督する。
主任	上司の命を受け、困難な事務に従事する。
主事その他必要な職	上司の命を受け、事務に従事する。
司書	上司の命を受け、主として図書館法（昭和25年法律第118号）第４条第２項に定める事務に従事する。
業務員	上司の命を受け、業務に従事する。

第24条　前条に定めるもののほか、必要に応じて図書館に次の表の左欄に掲げる職を置き、その基本的な職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
社会教育主事	上司の命を受け、主として社会教育法（昭和24年法律第207号）第９条の３第１項及び第２項に定める職務に従事する。

（寄贈及び寄託）

第25条　図書館に図書又は資料（以下「資料」という。）を寄贈あるいは寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、題名、員数及び価格を記入し、館長に申し出るものとする。

２　前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

（寄託資料）

第26条　寄託を受けた資料は、図書館所蔵のものと同様に取り扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

２　不慮の事故により寄託を受けた資料の損傷又は滅失に対しては、図書館はその補償の責めを負わない。

（図書館協議会）

第27条　条例第６条の日高市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、委員の互選とする。

２　委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第28条　協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（使用手続）

第29条　条例第７条第２項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日高市立図書館目的外使用許可申請書（様式第５号）を教育長に提出しなければならない。

２　教育長は、条例第７条第２項の許可をしたときは、日高市立図書館目的外使用許可書（様式第６号）を申請者に交付するものとする。

（使用料の減免基準）

第30条　条例第11条の規定による使用料の減額及び免除の基準は、次に定めるとおりとする。

（１）　市、国及び他の地方公共団体が使用するとき　100分の100

（２）　社会教育関係団体及び生涯学習を推進する団体が学習文化活動に使用するとき　100分の100

（３）　その他教育長が認めるとき　教育長が定める額

（委任）

第31条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この規則は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年３月29日教委規則第１号）

この規則は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年３月23日教委規則第６号）

この規則は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（平成元年４月１日教委規則第１号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月30日教委規則第10号）

１　この規則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、第８条第４項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付された図書貸出券は、改正後の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定により交付されたものとみなす。

附　則（平成11年１月29日教委規則第１号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月26日教委規則第１号）

この規則中第３条の改正規定は平成16年４月１日から、その他の改正規定は平成16年５月１日から施行する。

附　則（平成17年３月31日教委規則第２号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年６月２日教委規則第４号）

改正

平成20年３月21日教委規則第12号

（施行期日）

1　この規則は、平成 17 年 10 月１日から施行する。
（登録の手続等に関する経過規定）
2　この規則の施行の際、現に改正前の第８条第１項の規定により平成 14 年 10 月１日以後に貸出券の交付を受けている者は、改正後の第９条第１項の規定により登録を受けた者とみなす。この場合において、その登録の有効期間は、改正前の第８条第１項の規定により貸出券の交付を受けた日から起算して３年とする。
3　改正前の第８条第１項の規定により平成 14 年９月 30 日以前に貸出券の交付を受けている者が館長が定める相当期間内に改正後の第９条第１項の規定により登録を受けようとするときは、改正後の第 10 条の規定による登録の更新の手続によることができる。
附　則（平成 18 年 11 月 30 日教委規則第５号）
この規則は、平成 19 年１月１日から施行する。
附　則（平成 19 年３月１日教委規則第４号）
この規則は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則（平成 20 年３月 21 日教委規則第 12 号）
（施行期日）
1　この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。
（日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）
3　日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 17 年教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。
附則第２項中「改正後の第８条第１項」を「改正後の第９条第１項」に改め、附則第３項中「改正後の第８条第１項」を「改正後の第９条第１項」に、「第８条の２」を「第 10 条」に改める。
附　則（平成 21 年 12 月 22 日教委規則第３号）
この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。
附　則（平成 26 年４月 24 日教委規則第４号）
この規則は、平成 26 年５月１日から施行する。
附　則（平成 28 年３月 25 日教委規則第６号）
この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。
附　則（平成 29 年２月１日教委規則第２号）
この規則は、平成 29 年４月１日から施行する。
附　則（平成 30 年 12 月 28 日教委規則第２号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 31 年３月 20 日教委規則第３号）
1　この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。
2　改正前の日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例施行規則に定める様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和２年３月 23 日教委規則第４号）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第２号及び様式第４号による図書貸出券は、改正後の様式第２号及び様式第４号による図書貸出券とみなす。

様式第１号（第９条関係）

フリガナ				登録番号
氏名				
電話	（　）	年齢	歳	
住所	〒			館コード / 地区コード
				住所コード
連絡先 （市外居住者）	電話　（　）			登録年月日 年　月

図書館外利用申込書（一般）　　日高市立図書館

フリガナ				登録番号
なまえ				
でんわ	（　）	ねんれい	さい	
じゅうしょ	〒			館コード / 地区コード
				住所コード
ほごしゃのなまえ				登録年月日 年　月

図書館外りようもうしこみしょ（じどう）　　ひだかしりつとしょかん

様式第２号（第９条関係）

（表）

図書貸出券　　日高市立図書館

（裏）

○資料をかりるときは、この券をおもちください。
○この券を他人にかしたり、ゆずったりしてはいけません。
○この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。
○3年おきに、住所、氏名などを確認します。
○この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121

様式第３号（第14条関係）

フリガナ		登録番号	
団体名			
所在地		住所コード	
電話	（　）	館コード	地域コード
代表者氏名		登録年月日	年　月
代表者氏名		電話	（　）

団体貸出利用申込書　　日高市立図書館

様式第４号（第 14 条関係）

（表）

図書貸出券（団体）　　日高市立図書館

（裏）

○ 資料をかりるときは、この券をおもちください。

○ この券を他人にかしたり、ゆずったりしてはいけません。

○ この券をなくしたとき、住所、氏名、電話番号がかわったときは、すぐにお知らせください。

○この券を拾われた方は、お手数ですがご連絡ください。

〒350-1231 日高市大字鹿山370-20 ☎ 042（985）5121

様式第５号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可申請書

年　　月　　日

（あて先）日高市教育委員会教育長

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

次のとおり日高市立図書館の使用の許可を受けたいので、日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第７条第２項の規定により申請します。

<table>
<tr><td>使　用　日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　曜日）</td><td>使用人員
人</td></tr>
<tr><td>使 用 目 的</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td>使用団体名</td><td colspan="4">責任者　住　所
氏　名　　電話番号</td></tr>
<tr><td>使 用 施 設</td><td colspan="2">視聴覚室</td><td>会議室</td><td>研修室</td></tr>
<tr><td>使 用 時 間</td><td colspan="2">：　～　：</td><td>：　～　：</td><td>：　～　：</td></tr>
<tr><td>附 属 設 備</td><td>有・無</td><td colspan="3">内容　□ピアノ
□音響設備</td></tr>
<tr><td>特 記 事 項</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式第６号（第29条関係）

日高市立図書館目的外使用許可書

年　　月　　日

様

日高市教育委員会教育長　　印

日高市立図書館の設置及び管理等に関する条例第７条第２項の規定により、次のとおり使用を許可します。

使　用　日	年　　月　　日（　　曜日）		使用人員 人
使 用 目 的			
使用団体名	責任者　住　所 氏　名　　電話番号		
使 用 施 設	視聴覚室	会議室	研修室
使 用 時 間	：　～　：	：　～　：	：　～　：
附 属 設 備			
備　　考			

注１　使用料は還付できませんのでご注意ください。

２　使用する当日にこの許可書をご持参ください。

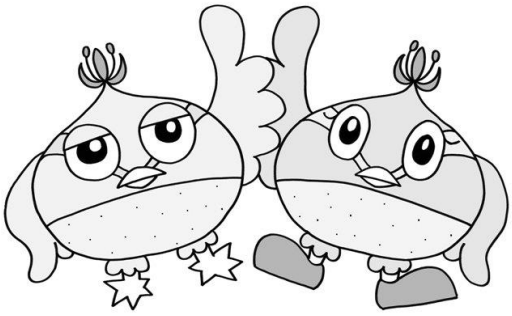

「日高市マスコットキャラクター　くりっかー・くりっぴー」

日 高 市 立 図 書 館 要 覧
令和８年度

発　行　　令和８年11月
発行者　　日高市立図書館
〒350-1231
埼玉県日高市大字鹿山370番地20
電　話　042（985）5121
ＦＡＸ　042（984）1081
E-mail　tosyokan@city.hidaka.lg.jp